

# 8月の処方箋

8月の処方箋

## 資格講座ってまだ続いてたの？

10年くらい前に資格講座を受講したが、数年前から「講座が修了していない。登録から名前を抹消するために、新たな教材の契約が必要。」と職場にしつこく電話がかかってくるようになった。勧誘電話を止めたくて、言われるがまま7件389万円のクレジット契約をしたが、支払いができなくなってしまった。どうすればよいか。

(30歳代 男性)



### <相談の経緯>

これは、「資格商法の二次被害（右参照）」という問題商法です。今回は、「登録の抹消手続きが必要」と言っとうその勧誘をしたことを指摘し、ねばり強く交渉したところすべての契約を解約することができ、今後の164万円は支払わなくてもよくなりました。



しつこい勧誘電話には、「必要ありません。」「二度と電話しないでください。」と、きっぱりと断ることが大切です。

電話での勧誘を断った人に対して再び勧誘を行うことは、法律で禁止されています。



### ワンポイントアドバイス

#### 《資格商法の二次被害》

過去に資格講座の契約をしたことがある人へ「講座を修了しなければならない」と何度もしつこく電話で勧誘し、新たな契約をさせる手口を言います。通常、過去の契約は、受講料を完済した時点で、資格の取得の有無に関係なく終了しています。

職場に勧誘電話がかかると、周りの迷惑を考え、つい言いなりに契約してしまいがちですが、「悪質な業者の被害にあっている」ことを説明し、周囲の協力を求めることが大切です。

契約してしまった後でも、勧誘方法に問題がある場合は、契約を取り消すことができるので、あきらめないで、ご相談ください。



しまった、困った、その時は  
但馬生活科学センター

相談電話:0796-23-0999